

議案説明

平成19年第1回定例会

今定例会に上程された議案は

次のとおりです。

- 議案第2号は、平成19年9月30日をもつて筑西食肉衛生組合を解散し、と畜場を閉鎖することについて協議するものです。
- 議案第3号は、平成19年9月30日をもつて筑西食肉衛生組合を解散することに伴う財産処分について協議するものです。
- 議案第4号は、地方自治法の一部改正により、「収入役」を廃して「会計管理者」を置き、「吏員」を「職員」に改めるほか所要の改正を行うため、下妻地方広域事務組合の規約を変更するものです。
- 議案第5号は、地方自治法の一部改正により、「助役」を廃して「理事」を、「収入役」を廃して「会計管理者」を置き、「吏員」を「職員」に改めるほか所要の改正を行なうため、茨城県市町村総合事務組合の規約を改正するものです。
- 議案第6号は、地方自治法の一部改正により、「収入役」を廃して「会計管理者」を置き、「吏員」を「職員」に改めるため、茨城県租税債権管理機構の規約を変更するものです。

○ 議案第7号は、地方自治法の一部改正により、「吏員」を「職員」に改めるため、県西総合病院組合の規約を変更するものです。

○ 議案第8号は、下館地区における付替道路の整備に伴う機能停止及び旧行政界重複路線の廃止等による3路線の廃止、関城地区における土地改良事業及び県道バイパス供用開始等に伴う11路線の廃止、明野地区における路線延長等による3路線の廃止、協和地区による6路線の廃止、合計23路線を廃止するものです。

○ 議案第9号は、下館地区における寄附行為等による5路線の認定、関城地区における土地改良事業及び県道バイパス供用開始等に伴う13路線の認定、明野地区における路線延長による再認定等3路線の認定、協和地区における路線の一部廃止による再認定等7路線の認定、合計28路線を認定するものです。

○ 議案第10号は、一般会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ1,251万余円を追加し、総額353億5,476万円とするもので、歳出の主なものは、大学等誘致推進事業基金積立金1億円、地域づくり振興基金積立金9,300万余円、国庫支出金償還金5,695万余円、老人保健費5,695万余円を減額するものです。

○ 議案第11号は、国民健康保険特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ1億6,838万余円を追加し、総額117億5,784万余円とするもので、一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養給付費等の計上です。

○ 議案第12号は、老人保健特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、総額89億9,797万余円とするもので、老人医療給付費の増額です。

○ 議案第13号は、公共下水道事業特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ1,424万余円を追加し、総額31億4,641万余円とするもので、下水道建設事業基金積立金で下水道建設事業基金積立金です。

○ 議案第14号は、八丁台土地区画整理事業特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ2万余円を追加し、総額6億735万円とするもので、還付金の増額です。

○ 議案第15号は、介護保険特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ199万余円を減額し、総額55億5,673万余円を減額するものです。

○ 議案第16号は、介護サービス事業特別会計の補正予算で、歳入歳出それぞれ3,517万余円を減額し、総額2,960万余円とするもので、居宅介護支援事業の減です。

○ 議案第17号は、水道事業会計の補正予算で、収益的収入を6,845万余円増額し、収益的支出を478万余円減額するとともに、資本的収入を2,628万余円減額し、資本的支出を3,890万余円減額するものです。主な内容は、事業に係るシステムの変更や事業確定に伴うもので

○ 議案第18号は、筑西市総合会議基本構想を定めることについて、議会の議決を求めるもので、議会の会派及び無会派議員に交付している政務調査費を、当分の間交付しないこととするため、条例を改正するものです。

○ 議案第19号は、市長、副市長（助役）、収入役及び教育長の給料並びに特別参与の報酬額を減額するため、筑西市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例及び筑西市特別参与の設置に関する条例の3条例を改正するものです。

○ 議案第20号は、地方自治法の一部改正により、「助役」に替わって「副市長」を置き、その定数を定めるための条例を制定するものです。

○ 議案第21号は、地方自治法の一部改正により、「吏員」を「職員」に改めるため、関係する6条例を改正するものです。

○ 議案第22号は、平成19年度の組織機構の改編に伴い、下水道部と水道部を統合して上下水道部とするため、条例を改正するものです。

特別会計繰出金7,763万円とするもので、地域支援事業費の減です。

○ 議案第23号は、平成19年度の組織機構の改編に伴い、市長の補助職員と農業委員会の職員を兼任できることとするため、条例を改正するものです。

○ 議案第24号は、要保護児童対策地域協議会委員、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員及び教育委員会結核対策委員会委員の報酬を新たに規定するため、条例を改正するものです。

○ 議案第25号は、市長、副市長（助役）、収入役及び教育長の給料並びに特別参与の報酬額を減額するため、筑西市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例及び筑西市特別参与の設置に関する条例の3条例を改正するものです。

○ 議案第26号は、人事院勧告に伴い、扶養手当の額を引き上げるほか所要の改正を行うものです。

○ 議案第27号は、平成19年度限り、地域手当並びに期末手当及び勤勉手当の役職加算分を支給しないこととするた

め、条例を制定するものです。

○ 議案第28号は、ペイオフ（預

金保護)解禁に対応するため、財政調整基金ほか18の基金に還財源との相殺の場合に基金を処分できる規定を加えるため、条例を改正するものです。

○議案第29号は、大学等誘致推進事業の事業資金に充てる基金を設置するため、条例を制定するものです。

○議案第30号は、農業集落排水事業に係る地方債の償還財源に充てる基金を設置するため、条例を制定するものです。

○議案第31号は、行政改革推進本部の決定に基づき、広域住民票の交付手数料ほか、手数料の額の改定等を行うため、条例を改正するものです。

○議案第32号は、行政改革推進本部の決定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の額を改定するため、条例を改正するものです。

○議案第33号は、行政改革推進本部の決定に基づき、一般廃棄物(粗大ごみ)処理手数料及び一般廃棄物処理業等許可手数料の額を改定するため、条例を改正するものです。

○議案第34号は、行政改革推進本部の決定に基づき、墓地使用許可証再交付手数料の額を改定するため、条例を改正するものです。

○議案第35号は、行政改革推進本部の決定に基づき、図書利用カード再交付手数料を徴収するものです。

○議案第36号は、行政改革推進元気館会員券再発行手数料の額を改定するため、条例を改正するものです。

○議案第37号は、明野農村環境改善センターについて、指定管理者制度に移行するため、条例を全部改正するものです。

○議案第38号は、協和総合センターについて、指定管理者制度に移行するため、条例を全部改正するものです。

○議案第39号は、関城老人福祉センター及び明野老人福祉センターについて、指定管理者制度に移行するため、条例を全部改正するものです。

○議案第40号は、茨城県在宅障害児福祉手当支給費補助金交付要項の改正に伴い、在宅心身障害児福祉手当の支給要件を改めるため、条例を改正するものです。

○議案第41号は、休日応急診療所において、休日に加え、平日の夜間にも応急診療を行うため、条例を改正するものです。

○議案第42号は、協和地区において65歳から70歳までの住民に対して行っていた医療福祉費の助成を廃止するため、条例を改正するものです。

○議案第43号は、国民健康保険運営協議会の答申に基づき、

陳情
次陳情は、3月定例会まで

決議意見書

議員提出による意見書1件は、
ち1件は、3月19日の本会議に
おいて原案のとおり可決されま

議員提出による意見書1件は、
3月19日の本会議において原案
のとおり可決されました。これ
らは、同日付で政府及び関係機
関に送付されました。

▲医師・看護師不足を解消し安
全でゆきとどいた医療の実現
を求める意見書

この議案の審議に当たり、本
会議において、条例改正請求代
表者の方々に意見陳述の機会が
与えられましたが、辞退をされ
ました。議案の審議については、
議案の説明、質疑の後、委員会
付託を省略し、9名の議員によ
る討論が行われ、採決されました。
採決については、無記名投票と記名投票の要求がありま
したが、投票の結果、無記名投票
により行われました。その結果
賛成38、反対37で原案のとおり
可決され、議員定数は26名にな
りました。